

# 京都府議会定例会条例

(昭和31年7月1日京都府条例第23号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条の規定に基づく京都府議会定例会の回数は、毎年4回とする。

## 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和31年法律第147号)の施行の日から施行する。